

毒物及び劇物取締法改正に伴う情報提供について

On Provision of Information Associated with the Revision of the Poisonous and Deleterious Substance Control Law

平成13年1月1日から毒物及び劇物取締法が改正され、毒物及び劇物の販売におきまして譲受人（消費者）の方に取り扱いに関する情報提供が義務付けられました。鉛蓄電池用電解液（硫酸）を提供する時は、この法律が適用されます。

ただし、販売者（営業者）により譲受人（消費者）に対し毒物又は劇物が、継続的に反復し販売、授与され、すでにそれらの性状及び取り扱いに関する情報の提供が行われている場合は再度情報の提供を行う必要はありません。

本改正に伴い社団法人電池工業会にて「毒物劇物交付時の提供情報」の標準を作成しましたので、その内容についてお知らせします。

<参考>

官報（平成12年6月30日発行）

- ・政令第336号 毒物および劇物取締法施行令の一部を改正する政令
- ・第9条の3を追加 毒物劇物営業者等による情報の提供

毒物劇物交付時の提供情報	
	平成 年 月 日
1. 製造者（販売者）情報	
社名：	
住所：	
部署：	
TEL：	
担当：（ ）	
2. 物質の特定	
区分：	劇物（毒物劇物取締法による区分）
名称：	硫酸（鉛蓄電池用電解液）
濃度：	20～45 Wt%
容量：	** ml
3. 危険有害性の分類	
分類の名称：	分類基準に該当しない。
危険性情報：	各種金属に触れると水素ガスを発生する。水素ガスに火気を近づけると引火爆発する危険がある。
有害性情報：	皮膚などに付けるとやけどしたり、目に入ると失明することがある。衣服などに付着すると腐食する。
環境影響情報：	強酸性のため生物、植物に影響を及ぼすことがある。
4. 応急措置	
目に入った場合：	少量でも目に入った場合は、直ちに多量の水で洗眼し、速やかに眼科医の治療を受けること。
皮膚に付着した場合：	直ちに多量の水で洗い流した後、石けんで十分洗うこと。 また、やけどのおそれがある場合は速やかに医師の治療を受けること。
飲み込んだ場合：	直ちに口の中を多量の水で洗った後、水を多量に飲ませて、速やかに医師の治療を受けること。 一旦飲み込んだ時は、吐き出さないこと。また、中和処理などの行為は行わないこと。 緊急連絡先（平成11年7月現在） つくば中毒110番ダイヤルQ ² ：TEL 0990-52-9899 大阪中毒110番ダイヤルQ ² ：TEL 0990-50-2499

5. 火災時の措置	硫酸は燃焼しない。										
6. 漏出時の措置	重炭酸ソーダまたは消石灰などのアルカリ薬剤で中和し、多量の水で洗い流すこと。 (保護メガネ、保護手袋、ゴム長靴などの保護具を着用すること。)										
7. 取扱いおよび保管上の注意	取扱い：他の物質（金属や有機物など）に付着させたり、混ぜたりしない様にする こと。 保管：容器は密閉し他のアルカリ薬剤と区分して冷暗所に保管する。										
8. 暴露防止措置	・容器を転倒させたり、落下させたり、強い衝撃を与えたりして漏出させないよう、11項輸送上の注意を遵守すること。										
9. 物理/化学的性質	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>希硫酸 例：1.280 (15℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 観</td> <td>無色透明の液体</td> </tr> <tr> <td>密 度 (比 重)</td> <td>1. 2 8 0</td> </tr> <tr> <td>沸 点</td> <td>約112℃</td> </tr> <tr> <td>凝固点</td> <td>約-7.0℃</td> </tr> </tbody> </table>		希硫酸 例：1.280 (15℃)	外 観	無色透明の液体	密 度 (比 重)	1. 2 8 0	沸 点	約112℃	凝固点	約-7.0℃
	希硫酸 例：1.280 (15℃)										
外 観	無色透明の液体										
密 度 (比 重)	1. 2 8 0										
沸 点	約112℃										
凝固点	約-7.0℃										
10. 廃棄上の注意	徐々に水酸化カルシウムなどのアルカリ水溶液の中に加えて中和させた後、多量の水を加えて希釈して処理する。										
11. 輸送上の注意	他の物質との混載はなるべく避けること。 転倒させたり、落下させたりして漏出しないよう慎重に取扱うこと。										
12. 適用法令	①毒物及び劇物取締法（硫酸；劇物指定） ②危険物船舶輸送および貯蔵規則 ③麻薬向精神薬取締法										
13. その他	なし										
	以上										

（自動車電池事業部 技術部 水野隆司）